

輸出者の皆様へ

EPAの輸出相談

EPA（経済連携協定）について
「自己申告制度」を利用する日本からの
輸出についての相談をお受けしています

対象

日オーストラリアEPA、TPP11（CPTPP）、
日EU・EPA、日英EPA、
RCEP（オーストラリア、ニュージーランド仕向）
を利用して、日本から輸出する貨物について
原産地証明手続（自己申告）を行う方

内容

輸出貨物の原産性の考え方や、原産品申告書の作成に
関する不明点、必要な書類の範囲など、
「自己申告制度」の利用についての疑問にお答えします

詳しい相談方法は裏面へ

Webサイトも検索

税関 EPA 輸出相談



財務省・税関 EPA 原産地センター

EPA 原産地センターへの相談方法

- 1～3の事項を記載して、受付メールアドレスあてに送付ください。
epa-roo-center2@customs.go.jp

翌開庁日までに受領の連絡をいたします。電話での受付はしていませんので、必ず[メール](#)にてご連絡ください。

- 1 [ご連絡先](#)（名前・会社名、電話番号等）
- 2 [希望される対応方法](#)（※1）
- 3 [相談したい内容](#)（※2）と[輸出する貨物の情報](#)（※3）

（※1）メール、電話、対面、オンライン面談により対応します。

（※2）下記の「EPA税率の適用を受けるための流れ」を事前にご確認いただくと効率的にご相談いただけます。

（※3）輸出貨物の原産性判断に必要となりますので、可能な限り以下の内容もご記載ください。

- ・ 利用したい協定名
- ・ 輸出貨物のHS番号
- ・ 輸出貨物の生産に使用した材料の一覧

- ご相談内容によっては、対応に時間をいただく場合もありますのでご了承ください。
- ご相談に対する回答は、相手国でのEPA税率の適用を保証するものではありません。ご相談内容によっては、相手国税関における事前教示制度の利用等をお勧めさせていただく場合もあります。

EPA税率の適用を受けるための流れ

1. 輸出貨物のHS番号を特定
2. EPA税率が設定されているかを確認
3. 適用される原産地規則を特定
4. 原産地規則を満たすかを確認
5. 輸出面での原産地手続
6. 相手国におけるEPA税率の適用
7. 必要に応じ相手国からの検証（事後確認）に対応

（URL：https://www.customs.go.jp/roo/information/epa/epa_ex.html）

詳しくはこちら



相談先

財務省・税関 EPA 原産地センター

所在地：東京都港区海岸2-7-68

メール：epa-roo-center2@customs.go.jp